

静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「専門職大学」という。）の非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 非常勤講師とは、専門職大学の教育、研究活動の充実を図るために委嘱する専任教員以外の教員で、授業時間割に基づいて授業科目を担当する者をいう。

(選考方法)

第3条 非常勤講師の選考は、教授会の議に基づき学長が行う。

(非常勤講師の募集)

第4条 非常勤講師の募集は、公募によるものとする。

(選考の申出)

第5条 学部長及び学科長（以下、「学部長等」という。）は、非常勤講師の選考の必要が生じたときは、速やかに学長に申出る。

(教授会の開催)

第6条 学部長等は、前条の申出を行ったときは、速やかに教員の選考に関する教授会を開催する。

(選考委員会の設置)

第7条 教授会は、候補者を選考するための選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会)

第8条 委員会は、教授会構成員の互選により選ばれた委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会は招集し、議長となる。
- 4 委員の任期は、候補者の選考終了時までとする。
- 5 委員に欠員を生じたときは、第1項の規定により補充する。

(委員会の業務)

第9条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 公募に関する業務
 - (2) 応募者の審査
 - (3) その他必要な事項
- (応募者の審査)

第10条 前条第2号の審査は、静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準を準用し、その業績、経歴等について行う。

(審査結果の報告)

第 11 条 委員会は、応募者の審査を終了したときは、その結果を速やかに教授会に報告する。

(候補者の決定)

第 12 条 教授会は、委員会より前条第 1 項の報告を受け、最終の候補者を決定する。

(候補者の推薦)

第 13 条 教授会は、前条により決定された候補者を学長に推薦する。

(任用)

第 14 条 非常勤講師は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用する。

(任用等の取扱い)

第 15 条 非常勤講師の任用等の取扱いは、会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和 2 年 1 月 23 日経営管理部行政経営局人事課長通知。以下「要綱」という。）により実施する。ただし、要綱第 5 条の規定については、この限りでない。

(庶務)

第 16 条 前条に係る庶務は、総務企画課で行う。

(委任)

第 17 条 この規程に定めのない事項については、教授会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、すでに選考されている非常勤講師は、この規程により選考されたものとみなす。